

司法試験法の改正を踏まえた短答式試験の在り方等について

平成26年7月29日司法試験委員会決定

第1 実施日程等

短答式試験及び論文式試験を5月中旬頃の同時期に実施するという点については変更を加えない。具体的な試験日程については、当面、現行の日程（中日1日を挟んだ4日間とし、短答式試験を最終日とする。）を維持する。

短答式試験については、科目ごとに試験時間を設定し、憲法は50分、民法は75分、刑法は50分とする。

第2 短答式試験による一次評価

1 短答式試験の合格に必要な成績を得た者の判定方法

短答式試験の各科目の合計点をもって同試験の合格に必要な成績を得た者の判定を行うこと、短答式試験において最低ラインに達していない科目が1科目でもある者については、それだけで不合格とすることについては、従前の運用を維持する。

2 短答式試験における最低ライン

最低ラインは、引き続き、各科目における満点の40%点とする。

第3 短答式試験の出題方針

短答式試験の出題方針については、従前の司法試験考查委員会議申し合わせ事項のとおり、裁判官、検察官又は弁護士となるとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とするものであるが、その出題に当たっては、法科大学院における教育内容を十分に踏まえた上、基本的事項に関する内容を中心とし、過度に複雑な形式による出題は行わないものとするとの運用を維持する。

第4 短答式試験の問題数及び点数

1 憲法

20問ないし25問程度とし、50点満点とする。

2 民法

30問ないし38問程度とし、75点満点とする。

3 刑法

20問ないし25問程度とし、50点満点とする。

※ 問題数については、現状の短答式試験における憲法、民法及び刑法に関する分野の出題数程度とすることを基本とするが、各問の配点次第で増減し得ることを考慮し、一定の幅を設けることとする。

第5 短答式試験と論文式試験の総合評価

短答式試験の得点と論文式試験の得点を合算した総合点をもって総合評価を行うことについては変更は加えない。

合算の際の配点については、短答式試験と論文式試験の比重を1：8とし、総合点は以下の算式により計算する。

$$\text{算式} = \text{短答式試験の得点} + (\text{論文式試験の得点} \times \frac{1400}{800})$$